

広島県告示第八百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十三年十月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三二号	東広島市河内町入野字徳広沖四九四四番三地从り 東広島市河内町入野字徳広沖四九四四番三地从り	平成二十三年九月二日